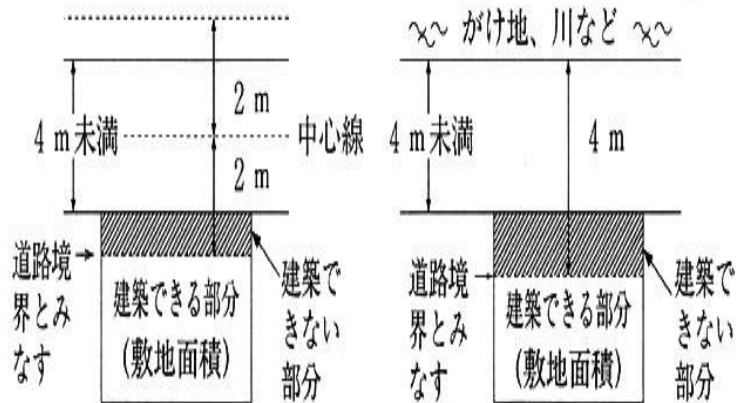


2項道路の中心線からの後退の例



(注) なお、4 m 未満でも、特定行政庁が認めた道は、幅員2.7mを最低限度として現況幅員で道の境界とみなし、中心線からの後退を必要としない場合があります (法42条3項)。